

# 「障害者基本計画」及び「障害福祉計画」について

項目	長野市障害者基本計画	長野市障害福祉計画												
根拠規定	障害者基本法 第11条第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とし、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定するよう努めなければならない。	障害者総合支援法 第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。												
計画期間	平成23年度から平成32年度までの10年間	平成18年度から平成20年度(第1期) 平成21年度から平成23年度(第2期) 平成24年度から平成26年度(第3期) 平成27年度から平成29年度(第4期) 各期3年間												
基本理念	地域において、障害のある人もない人も共に等しく自分の意思で選択し、社会活動に参画でき、人間としての尊厳をもって当たり前の生活が送れる社会を創造すること	障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ、以下に配慮した計画 ・障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ・各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み ・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項												
計画に記載すべき内容	<p>1 障害者の福祉に関する基本的施策</p> <p>(1) 医療、介護等 障害者が生活機能を回復・取得・維持するための医療及びリハビリテーション</p> <p>(2) 年金等 障害者の自立及び生活の安定のため、年金・手当等の制度</p> <p>(3) 教育 障害者が年齢・能力・障害の状態に応じた教育の内容・方法の改善、充実</p> <p>(4) 職業相談等 障害者の職業選択の自由を尊重し、その能力に応じた職業に従事できるための職業相談・職業指導・職業訓練・職業紹介</p> <p>(5) 雇用の促進等 障害者の雇用を促進するため、職種・職域について優先雇用</p> <p>(6) 住宅の確保 障害者の日常生活に適する住宅整備</p> <p>(7) 公共的施設のバリアフリー化 障害者の自立及び社会参加を支援するため、官公庁施設・交通施設その他の公共的施設の構造及び設備の整備等</p> <p>(8) 情報の利用におけるバリアフリー化 障害者が円滑に情報を利用し、意思を表示できるよう情報提供施設の整備</p> <p>(9) 相談等 障害者に関する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等</p> <p>(10) 経済的負担の軽減 障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減と自立の促進のため、税制上の措置・公共的施設の利用料等の減免等</p> <p>(11) 文化的諸条件の整備等 障害者の積極的なレクリエーション活動とスポーツ参加及び施設設備等の整備策</p> <p>2 障害の予防に関する基本的施策 障害の原因及び予防に関する調査及び研究を促進</p>	<p>1 各計画期間における障害福祉サービスの必要な見込量</p> <table border="1" data-bbox="1227 794 2069 1098"> <thead> <tr> <th colspan="4">障害福祉サービス</th> </tr> <tr> <th>訪問系サービス</th> <th>日中活動</th> <th>住居支援</th> <th>相談支援</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>居宅介護</li> <li>重度訪問介護</li> <li>同行援護</li> <li>行動援護</li> <li>重度障害者包括支援</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活介護</li> <li>自立訓練</li> <li>就労移行支援</li> <li>就労継続支援</li> <li>療養介護</li> <li>短期入所</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>共同生活援助</li> <li>施設入所支援</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画相談支援</li> <li>地域移行支援</li> <li>地域定着支援</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 障害福祉サービスの必要な見込み量を確保するための方策</p> <p>3 地域生活支援事業の内容及び各年度の必要な見込み量、確保のための方策</p>	障害福祉サービス				訪問系サービス	日中活動	住居支援	相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅介護</li> <li>重度訪問介護</li> <li>同行援護</li> <li>行動援護</li> <li>重度障害者包括支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活介護</li> <li>自立訓練</li> <li>就労移行支援</li> <li>就労継続支援</li> <li>療養介護</li> <li>短期入所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同生活援助</li> <li>施設入所支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画相談支援</li> <li>地域移行支援</li> <li>地域定着支援</li> </ul>
障害福祉サービス														
訪問系サービス	日中活動	住居支援	相談支援											
<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅介護</li> <li>重度訪問介護</li> <li>同行援護</li> <li>行動援護</li> <li>重度障害者包括支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活介護</li> <li>自立訓練</li> <li>就労移行支援</li> <li>就労継続支援</li> <li>療養介護</li> <li>短期入所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同生活援助</li> <li>施設入所支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画相談支援</li> <li>地域移行支援</li> <li>地域定着支援</li> </ul>											

障害者基本計画のうち、生活支援に関する事項について数量及び方策等の設定